

○島根県警察建設工事簡易型一般競争入札執行要領の制定について

(平成19年9月28日島会甲第2123号各所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 令和元年6月20日

建設工事への一般競争入札の積極的な導入を図るため、別添のとおり「島根県警察建設工事簡易型一般競争入札執行要領」を制定し、平成19年10月1日以降の入札事務に適用することとしたので、入札事務の厳正、適正かつ公平な執行を図られたい。

別添

島根県警察建設工事簡易型一般競争入札執行要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察所管の建設工事の請負契約について、簡易型一般競争入札を執行するに当たり、島根県警察建設工事等入札執行要領の制定について（平成19年9月28日島会甲第2122号本部長例規通達）及び島根県警察建設工事等電子入札執行要領の制定について（平成21年11月24日島会甲第2499号本部長例規通達）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

- 1 簡易型一般競争入札の対象工事は、請負対象額が250万円以上2億円未満の工事とする。
- 2 島根県警察建設工事等入札執行要領に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が特別な理由があると認めた工事等については、簡易型一般競争入札によらないことができる。

第3 入札の公告

契約担当者は、簡易型一般競争入札で契約を締結しようとするときは、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき、掲示その他の方法により公告するものとする。

第4 競争参加の資格

- 1 契約担当者は、会計規則第60条第2号の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」について、次に掲げる条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 当該工事について、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。
 - (3) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者等が適正であること。
 - (4) 公告の日から入札の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年6月1日管発第181号土木部長通達。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 2 契約担当者は、工事の性質等により、1の条件のほか、必要に応じて次の条件を設定することができる。

(1) 地理的条件（営業所の所在地）

(2) 工事の施工実績その他工事の施工能力を確保するために必要な条件

3 1の(2)及び(3)並びに2の条件は、当該工事の状況に応じ、公告においてできるだけ具体的に明示するものとする。

4 2の(1)の条件は、島根県警察指名競争入札参加者等指名審査要領の制定について（平成19年9月28日島会甲第2124号本部長例規通達）第3の(3)及び(4)の規定に準じて設定するものとする。

第5 資格の決定

第4に規定する資格は、委員会（第16の競争参加資格委員会をいう。以下同じ。）の議を経て決定するものとする。

第6 共同企業体の取扱い

1 簡易型一般競争入札には、一般共同企業体を参加させることができるものとする。

2 1の場合においては、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号。以下「共同企業体要綱」という。）の規定を準用するものとする。

第7 競争参加資格確認資料の提出

1 簡易型一般競争入札に参加を希望する者には、公告に示す提出期限の日までに、島根県警察建設工事等電子入札執行要領の規定により、次に掲げる競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出させるものとする。ただし、(1)及び(3)の資料は公告において特に定めた場合に限る。

(1) 施工実績を証明する登録内容確認通知書及び工事成績評定通知書の写し

(2) 配置技術者届（様式第1号）

(3) 業態調書（様式第2号）

(4) 機械保有状況、その他工事の施工能力に関する資料

2 配置技術者届には、資格証の写し等を添付させるものとする。

3 1及び2の提出資料については、公告において明示するものとする。

4 確認資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

5 提出された確認資料は、返却しないものとする。

6 提出された確認資料は、提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。

7 虚偽の確認資料を提出した者は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止とすることがあるものとする。

8 確認資料に関する問い合わせ先その他必要と認められる事項は、公告において明示するものとする。

第8 設計図書等の閲覧等

1 設計図書等は、公告後、速やかに閲覧に供するものとし、閲覧の期間及び場所は公告において明示するものとする。

2 1の規定にかかわらず、契約担当者が必要と認めるときは、設計図書等を配布することができるものとし、配布期間、配布場所及び配布方法は、公告において明示するものとする。

3 2の規定により配布した設計図書等は、原則として入札までに返却させるものとする。

る。

第9 質問等

- 1 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から入札日の3日（休日を除く。）前までに電子調達システム（島根県警察が発注する工事等の入札の事務手続をインターネットを利用して行うシステムをいう。）により行うものとする。
- 2 1の質問を受理した場合は、随時、速やかに電子調達システムにより回答するものとする。
- 3 1及び2の事項については、公告において明示するものとする。

第10 入札の執行

- 1 入札は、島根県警察建設工事等電子入札執行要領の規定により執行するものとする。
- 2 1の事項については、公告においてその旨を明示するものとする。

第11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、会計規則の規定によるものとし、この取扱いは公告において明示するものとする。

第12 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とするものとする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 第7の確認資料の提出期限の日の翌日から落札決定までに指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
- (5) その他入札時において競争参加資格のない者のした入札

第13 競争参加資格の確認及び落札者の決定

- 1 島根県警察建設工事等入札執行要領に規定する入札執行者（以下「入札執行者」という。）は、開札後、競争参加資格を確認するため落札決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、最低価格入札者から入札価格の低い順に、第4に規定する競争参加資格を確認するものとする。この確認は、競争参加資格を満たす者が1名確認できるまで行うものとする。
- 2 入札執行者は、競争参加資格の確認をしたときは、競争参加資格要件審査結果調書（様式第3号）を作成するものし、契約担当者は、入札書等とともにこれを保管するものとする。
- 3 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して二日（休日を含まない。）以内に行うものとする。
- 4 入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに、落札者に対し文書等の方法により通知するものとする。また、契約担当者は、2の確認において競争参加資格がないと認められた者があったときは、委員会の議を経て、競争参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 5 1から4までの事項については、公告において明示するものとする。

第14 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、原則として第13の4の通知を受け取った日の翌日から起算して七日（休日を含まない。）以内に、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（様式第5号。2において「説明要請書」という。）により、契約担当者に対し、当該理由について説明を求めることができるものとする。
- 2 契約担当者は、1の説明を求められたときは、原則として説明要請書を受け取った日の翌日から起算して七日（休日を含まない。）以内に、委員会の議を経て回答書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 1及び2の事項については、公告において明示するものとする。

第15 入札結果等の閲覧

簡易型一般競争入札に付した工事については、島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（平成16年警察本部告示第51号）に定めるところによるほか、次に掲げる入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- (1) 申請書を提出した業者名を記載した書類
- (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- (3) 入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

第16 競争参加資格委員会

- 1 競争参加資格の決定、確認等を行うため、警察本部及び警察署に、競争参加資格委員会を置くものとする。
- 2 委員会は、島根県警察指名競争入札参加者等指名審査要領の制定について別添第8に規定する審査委員会の委員をもって構成する。
- 3 委員会の運営は、次によるものとする。
 - (1) 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。
 - (2) 委員会の会議は、公開しない。
 - (3) 委員会の委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
 - (4) 特に技術的難度の高い工事に係る競争参加資格の決定及び確認について、学識経験者による専門的意見を聴く等の必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができるものとする。

様式 〔略〕